

五ヶ瀬川水系 不法投棄マップ(国管理区間)

不法投棄が平成29年度だけで110件確認されています。
 河川はゴミ捨て場ではありません！ 絶対にやめましょう！！
 ◆不法投棄は犯罪として罰せられます。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)】

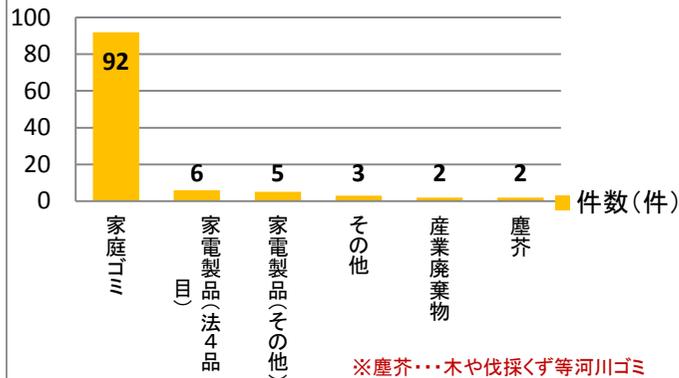
第16条(投棄禁止) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

不法投棄の種類と件数 平成29年度



家庭ゴミ (空き缶、ペットボトル、弁当殻、新聞紙等)



家電製品 (法4品目) 冷蔵庫、テレビ

家電製品 (その他) 扇風機

その他 廃タイヤ